

1 計画の位置づけ・計画期間

1.位置づけ（法令根拠/他計画との関連）

- 障害者総合支援法(第87条第1項)及び児童福祉法(第33条の19第1項)に基づく「市町村障害(児)福祉計画」
- 国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号)」(以下「国の基本指針」という。)に即して、本市の障害福祉サービス及び障害児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画。

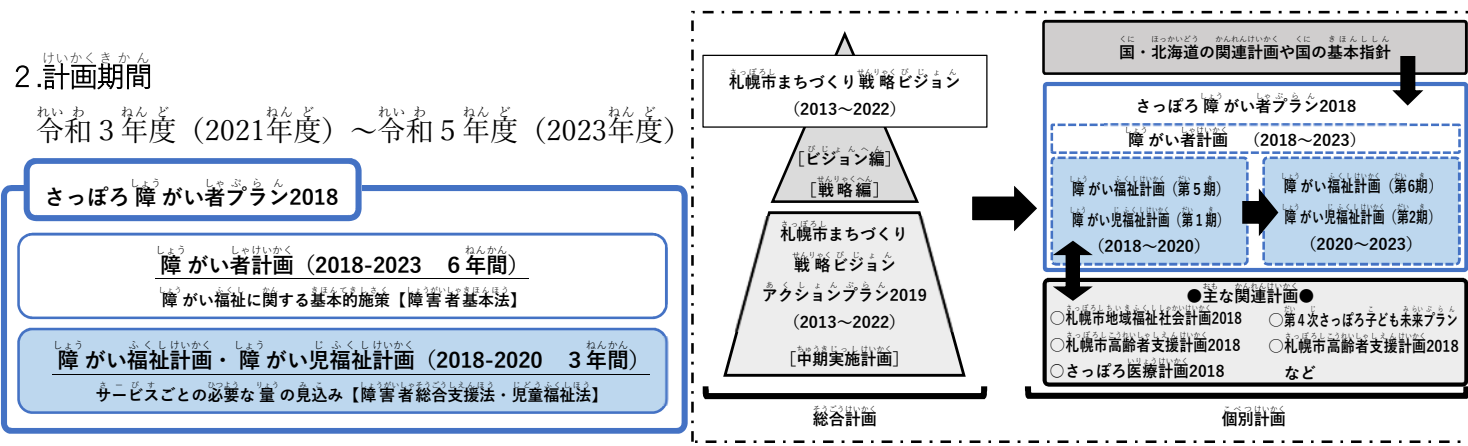
- 「障がい者計画注1」とともに「さっぽろ障がい者プラン2018注2」(以下「プラン」という。)を構成している。

注1：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。本市の障がい者に関する基本的な施策を定める。

注2：まちづくり戦略ビジョンを上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・本市が定める関連計画と整合が図られている。

2.計画期間

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)



2 障がいある方の現状

1. 統計データ

■手帳所持者数

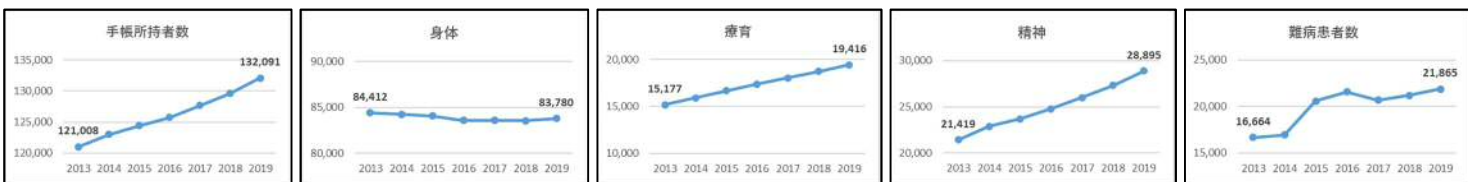
2013→2019年度：約11,000人(9%)増加。

身体障がいは横ばい、知的・精神障がいは増加傾向。

特に精神障がいは2013年度から6年間で35%増。

■難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)

障がい福祉サービス等の利用対象：361疾病(2020.4)

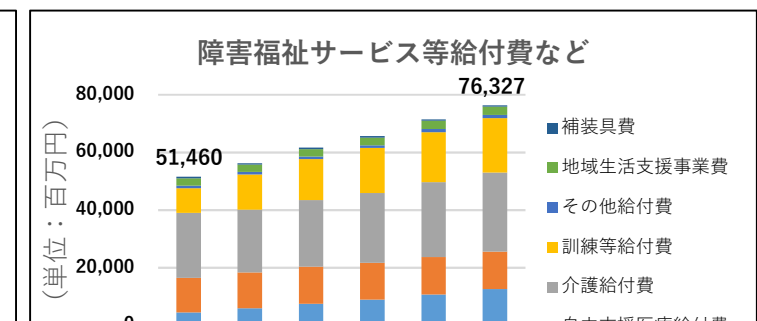
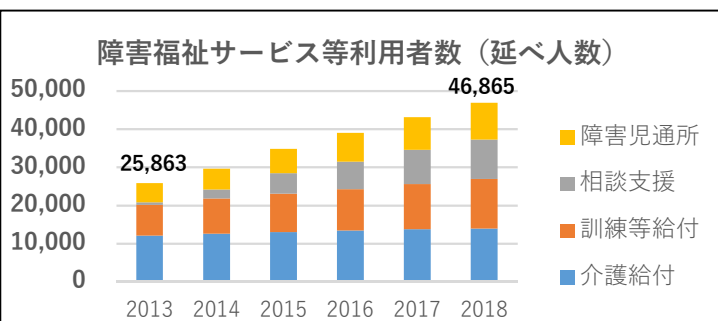


■障害福祉サービス等利用者数(延べ人数)

2013→2018：約21,000(約81%)増加。

■障害福祉サービス等給付費など

2013→2018：約248億円(約48%)増加。

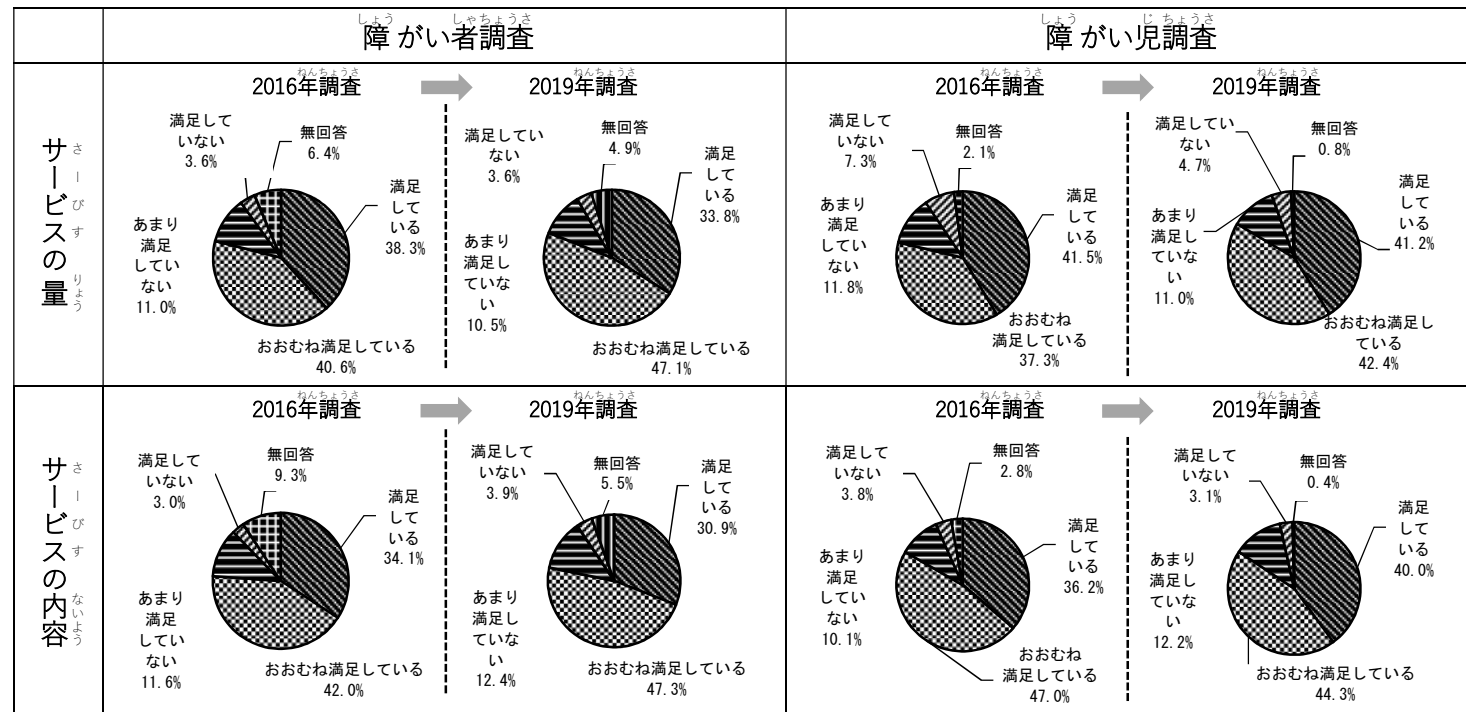


※各年度3月利用実績。相談支援のうち地域移行支援・地域定着支援は年間利用人数。

2. 令和元年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査

■障がい福祉サービスの満足度について

障がい福祉サービスの量・内容いずれも、「(おおむね)満足している」と感じる人の割合が、障がい者・障がい児調査ともに、前回調査(2016年)よりも増えている。一方で、内容について、「(あまり)満足していない」の割合も増えている。



※2016年調査は、それぞれ難病を含みません。

■市民理解について

市民理解について、「あまりそう思わない」「まったく思わない」の割合が「深まっている」「まあまあ深まっている」よりも上回る傾向は、前回調査と変わらないが、「(まあまあ)深まっている」と感じる人の割合が、障がい者・障がい児調査ともに、前回調査(2016年)よりも増えている。(障がい者：26.6%→27.9%、障がい児：14.3%→18.2%)

■共生社会の実現に向けて必要な施策

障がい者・障がい児調査、市民・企業意識調査のいずれの調査においても、ソフト(心)・ハード(建築物・交通)両面のバリアフリー化や、就労機会・障がい福祉サービスの充実が求められている。

また、当事者団体へのグループヒアリングの中でも概ね同様の声が寄せられている。

アンケート結果「共生社会の実現のために必要な施策」

	障がい者	障がい児	市民	企業
第1位	障がい福祉サービスの充実 (34.6%)	就労機会の充実 (44.5%)	就労機会の充実 (29.4%)	就労機会の充実 (32.1%)
第2位	心のバリアフリー化 (29.7%)	心のバリアフリー化 (41.9%)	心のバリアフリー化 (27.0%)	心のバリアフリー化 (30.9%)
第3位	就労機会の充実 (27.8%)	インクルーシブ教育の充実 (27.1%)	建築物・交通のバリアフリー化 (27.0%)	建築物・交通のバリアフリー化 (25.0%)

3 計画改定のポイント

① プランの更なる推進

○プランに掲げる基本理念^{注3}を踏まえ、本計画の理念や目標を設定します。

注3：障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

○本市の実情を踏まえた障がい福祉サービス等の見込量に基づき、サービスの提供体制確保を図ります。

② 国の施策等を反映

○プランとの整合性を図りながら、国の基本指針に即し見直します。

<最近の施策の主な動き>

- ・障害者文化芸術推進法（2018年施行）
- ・読書バリアフリー法（2019年施行）

4 章の構成

第1章 計画の策定

- ・策定趣旨
- ・位置づけ、計画期間
- ※プラン2018体系

第2章 札幌市の現状

- ・障がい児者数等
- ・実態調査結果（概要）
- ※共生社会のイメージ

第3章 計画の体系

- ・基本的理念
- ・成果目標、活動指標
- ・サービス見込み量

第4章 計画の推進体制

- ・点検、評価の実施（PDCAサイクル）

第5章 資料編

- ・用語集
- ・計画策定経過 ほか

5 計画の体系（第3章 成果目標）

国の基本指針で示す成果目標 (2018-2020)	国の基本指針で示す成果目標 (2021-2023)	現行の札幌市の成果目標 (2018-2020)
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1. 入所者施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置
3. 地域生活支援拠点等の整備	3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等	4. 福祉施設から一般就労への移行等	4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 障害児支援の提供体制の整備等	5. 障害児支援の提供体制の整備等	5. 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置
	6. 相談支援体制の充実・強化等	6. 障がいのある人に対する理解促進
	7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	

6 今後のスケジュール（予定）

【6月下旬～7月上旬】	第2回検討部会（成果目標検討）
【7月上旬】	市民意見募集
【7月末～8月上旬】	第3回検討部会（素案検討）
【8月下旬】	第4回検討部会（素案策定）
【9月】	障がい者施策推進審議会（審議）・庁内検討
【12月】	議会報告
【12月下旬～1月中旬】	パブリックコメント
【3月】	計画策定